

購買事業取引約款

(目的)

第1条 この約款は、にじ農業協同組合（以下、当組合という）が行う購買事業の取引条件を定めることを目的とする。

(取引内容)

第2条 この約款は、当組合が行う次の取引を対象とする。

- 1 農業資材
- 2 LPガス
- 3 石油類
- 4 生活資材
- 5 農機
- 6 車輛

(代金回収の方法)

第3条 代金回収は、次の方法による。

- 1 現金による取引
- 2 貯金口座引落としによる取引
- 3 口座振込による取引

(代金の決済日)

第4条 前条の決済方法については、下記のとおりとする。

- ① 貯金口座引落としによる取引
 - 1 当組合の貯金口座より決済する場合、毎月15日および月末にて利用代金を締め切り、毎月15日締め利用代金を22日に、月末締め利用代金を翌月7日決済とし、貯金口座からの自動決済とする。決済日が休日の場合は翌営業日とする。
 - 2 Qネット契約銀行口座より決済する場合、月末締めとし、翌々月の5日にQネット契約銀行口座より自動決済とする。5日が休業の場合は翌営業日とする。
- ② 口座振込による取引の場合は、月末締めで請求を行い、翌月末日までに振り込む。末日が休日の場合は翌営業日とする。振込手数料は契約者の負担とする。

(納品方法)

第5条 商品の納品は、次の方法による。

- 1 店舗での引き渡し
- 2 契約者の指定場所への配送

- ② 前項については、配送時に契約者が商品を確認することによって納品完了とみなすことを原則とする。

ただし、前項2号により、配送時に契約者が不在の場合には、当組合配送担当者が受領書に配達日時・配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって、納品完了とすることも可とする。

(損害金)

第6条 購買未収金の決済日において未決済の場合は、(決済日から60日間の猶予期間を設け、) それ以降入金日まで年5%の損害金を徴する。

(約款の変更)

第7条 当組合は以下の場合、当組合の裁量により、この約款を変更することができる。

- 1 この約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - 2 この約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の事情に照らして合理的なものであるとき
- ② 当組合は前項によるこの約款の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容とその効力発生日を当組合ウェブサイト（URL：<https://www.ja-niji.com>）に掲示し、又は契約者に郵送・電子メール等で通知する。
- ③ この約款の変更が、契約者の不利益となる場合は、契約者の同意を得ることとする。ただし、不利益の程度が軽微な変更については、変更後の約款の効力発生日以降に契約者が事業を利用したことをもって、契約者が約款の変更に同意したものとみなす。